

新型コロナウイルス感染症に関連する登校許可の基準について

学生本人又は同居者が、PCR 検査を受ける予定がありましたら学校に必ずお知らせください。

◆登校許可の基準について、以下の内容をご確認ください。

1. 本人に以下の症状がある場合

- A 37.5 度以上の高熱
- B 風邪様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等）
- C 呼吸器症状（息苦しさ等）
- D 味覚異常、嗅覚異常

（登校許可の基準）

- ① Aについては、解熱剤を使用せず解熱（37 度未満）し、翌日から 4 日間を経過していること。
- ② B～Dについては、登校日に症状が完全に消失していること。
- ③ 医療機関で新型コロナウイルス感染症以外の診断がついた場合には、医師の指示に従うこと。

2. 同居者に以下の症状ある場合

- ・同居者に上記 1. A～D の症状がある場合

（登校許可の基準）

- ・同居者が上記 1. ①～③の基準を満たしている場合

3. 同居者が感染者となった場合・感染者と濃厚接触者となった場合

（登校許可の基準）登校許可証明書があり①～③の基準いずれか 1 つを満たしていること。

- ① 感染者との接触日から 14 日間経過し、新型コロナウイルス感染症の症状がない場合。
- ② 感染症の症状が無く保健所からの許可が出た場合。
- ③ PCR 検査で陰性が確認された場合。

4. 本人が感染者になった場合

（登校許可の基準）登校許可証明書があり①～②の基準いずれか 1 つを満たしていること。

- ① 感染症が治癒した後に、保健所の許可があり、医師等により PCR 検査で陰性が認められた場合。
- ② 感染症が治癒した後に、保健所の許可があり、発症から 14 日間の経過観察が終了した場合。

5. 感染へのリスクに対して本人やご家族に不安がある場合

・新型コロナウイルス感染症に対する不安で、登校を控えたい場合は無理をせず学校までご相談下さい。原則、欠席扱いには致しません。ただし、不足授業に対する補講が発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【補足】

実際の登校にあたっては、様々な状況が考えられますので、学校・クラス担任までご連絡、ご相談ください。登校許可証明書の書式が必要な場合は、本校ホームページからダウンロードすることができます。

教務課